

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成17年度の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県	6,763	6,491	96.0
特別健康診断	県	5,098	4,205	82.5
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	4,220	4,096	97.1
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	2,505	2,429	97.0
新規採用職員健康診断	県	191	181	94.8
婦人科健康診断（子宮がん）	県	378	341	90.2
婦人科健康診断（乳がん）	県	174	161	92.5
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,906	1,889	99.1
VDT作業従事職員健康診断	県	5,321	3,776	71.0

（注） 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

b 病院局（健康診断は、病院局においても別途実施しています。（人間ドックを除く））

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	1,034	897	86.8
特別健康診断	〃	1,151	1,071	93.0
成人病予防健康診断（35歳以上）	〃	635	563	88.7
成人病予防健康診断（35歳未満）	〃	360	302	83.9
新規採用職員健康診断	〃	32	28	87.5
婦人科健康診断（子宮がん）	〃	190	163	85.8
婦人科健康診断（乳がん）	〃	134	114	85.1
VDT作業特定従事職員健康診断	〃	232	133	57.3

（注） 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県（教）	115	114	99.1
教職員定期健康診断	県（教）	5,778	5,161	89.3
教職員結核健康診断	県（教）	5,778	4,537	78.5
VDT作業従事教職員健康診断	県（教）	5,093	4,492	88.2
教職員人間ドック（脳ドック含む）	共済組合	7,542	5,920	79.8

	県(教) 市町村 互助会			
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	6,544	4,011	61.3

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
結核精密検診	県(警)	21	21	100.0
特別健康診断	県(警)	255	255	100.0
生活習慣病検診(35歳以上)	県(警)	1,965	1,946	99.0
生活習慣病検診(35歳未満)	県(警)	652	643	98.6
雇入時健康診断	県(警)	108	108	100.0
婦人科検診(子宮がん)	県(警)	131	87	66.4
婦人科検診(乳がん)	県(警)	131	96	73.3
人間ドック	県(警) 共済組合	746	741	99.3
VDT作業員健康診断	県(警)	43	43	100.0

(イ) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	295
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	248
メンタルヘルス講習会	心の健康づくり	県	63
ヘルスアップ教室	心身両面の健康づくり	共済組合	120

b 教育委員会

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県(教)	244
健康づくり講座	心身両面の健康づくり	共済組合	136
教職員健康相談事業	心身の悩みについての相談	共済組合	5

c 警察本部

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康管理講習会	健康管理の集団指導	県(警)	1,427
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県(警)	120
メンタルヘルス講習会	心の健康づくり	県(警)	110
ヘルスアップ教室	心身両面の健康づくり	共済組合	198

(2) 公務災害等の状況

区 分	平成16年 度 未 未認定件数	平成17年 度 中 申 請 件 数	平成17年度中認定状況				平成17年 度 未 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	9	227	220	5	0	225	11
通勤災害	0	19	19	0	0	19	0
合 計	9	246	239	5	0	244	11

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成17年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成17年度）」3及び4のとおりです。